

令和元年5月21日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03301

研究課題名(和文)国民の司法参加をめぐる憲法理論の国際的発信

研究課題名(英文)Introducing the Japanese Constitutional Theory on Public Participation in Justice to the International Community

研究代表者

柳瀬 昇 (Yanase, Noboru)

日本大学・法学部・教授

研究者番号：90432179

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、わが国における国民の司法参加の制度について、憲法学の見地から、諸外国における国民の司法参加の制度と比較しながら検討したうえで、その研究成果を国際的に発信するものである。わが国の裁判員制度(裁判所の司法権の行使への国民による直接的な参加)と裁判官弾劾制度(裁判所の構成員の匡正への国民の代表機関を通じた間接的な参加)という2つの制度について、アメリカ合衆国の陪審制度及び弾劾制度と比較・検討したうえで、両国の制度に共通する普遍的な原理を探求するとともに、わが国の制度の独自性を基礎づける原理について解明し、わが国の憲法理論を諸外国へ積極的に紹介した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国の裁判員制度に関して、その憲法適合性と上訴の制度設計のあり方について徹底的に検討し、制度を正統化する原理・理論を考察するとともに、裁判官弾劾制度に関して、その運用を網羅的に紹介し分析したうえで、これらの制度を基礎づける憲法理論について探求する研究成果を、日本語及び英語で発表した。

これによって、国民の司法参加の制度の諸相を明らかにし、かつその制度を支える正統性についての研究を進展させるとともに、これまで外国語文献があまり多くなかったわが国の司法参加の制度について、国際学会で報告し国際ジャーナルへ論文を掲載することを通じて、わが国の憲法理論の国際的発信に貢献した。

研究成果の概要(英文)：In this research project, I considered the systems of public participation in justice in Japan from the viewpoint of constitutional law while comparing it with related laws in foreign countries, and introduced the results to the international community. I conducted the study on both the Japanese saiban-in (lay judge) system (citizen's direct participation in judicial power in courts) and judge impeachment system (citizen's indirect participation through representatives for the correction of judges in courts), by comparing them with corresponding systems in America. Furthermore, I inquired about the universal rationale for public participation in judiciary as well as its unique characteristics in Japan and then introduced Japanese constitutional theory to the international community.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法 裁判員制度 弾劾制度 国民主権 民主主義 自由主義 司法権

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、わが国における国民の司法参加の制度について、憲法学の見地から、諸外国における国民の司法参加の制度と比較しながら検討したうえで、その研究成果を国際的に発信するものである。具体的には、わが国の裁判員制度と裁判官弾劾制度という2つの制度について、アメリカ合衆国の陪審制度及び弾劾制度と比較・検討したうえで、両国の制度に共通する普遍的な原理を探求するとともに、わが国の制度の独自性を基礎づける原理について解明し、わが国の憲法理論を諸外国へ積極的に紹介するものである。

わが国では、2009年5月に裁判員制度が始動し、国民の直接的な司法参加の制度が本格的に導入された。もっとも、裁判員制度の意義については、制度が定着しつつある今日でも研究者や実務家の間で議論が分かれており、憲法学の見地からの理論的考察が求められる。本研究の研究代表者は、国民主権国家において直接的な民主的基礎をもたない裁判所がなぜ司法権を行使しうるのかという、1946年に兼子一教授が提起した民主的司法のディレンマ問題に注目し、憲法の基本的原理から立ち返って考察することが必要であると主張した。そして、単著『裁判員制度の立法学 討議民主主義理論に基づく国民の司法参加の意義の再構成』(日本評論社、2009年)において、単純な民主主義の原理で裁判員制度を基礎づけるべきではないが、共和主義的憲法観に依拠するならば、討議民主主義(deliberative democracy)理論に基づきその意義を再構成しうることを提唱した。本研究は、研究代表者のこれまでの研究成果を踏まえ、国民の司法参加の意義について、より理論的な精緻化を目指そうとするものである。

また、裁判員制度の制度設計期・始動期には、諸外国の制度とその理念や運用は大いに参照されたが、制度定着期にあるわが国の裁判員制度の理念や運用を諸外国に紹介しようという試みは、いまだ十分とは言えない。研究代表者は、これまでに、裁判員制度をめぐる憲法理論について、2015 East Asian Law & Society Conferenceなどの諸外国の研究者が集う国際会議で“The Concept of Democracy in the Legislative Process of the Lay Judge System”と題する報告等を行うとともに、外国語の論文を発表し、本研究課題を遂行するための準備的研究を進めてきた。これらを通じて、新たな制度を導入したわが国の司法制度改革の動向は、諸外国からも大変に注目されており、それを積極的に諸外国に紹介する必要性を実感した。

弾劾制度に関しては、わが国では、その対象が裁判官に限定されており、かつ、これまで頻繁に行われてこなかったため、これに取り組む研究者はごくわずかである。一方、わが国の弾劾制度のもととなったアメリカ合衆国の弾劾制度は、裁判官のみならず大統領をも対象とする政治的にも非常に注目される制度であることから、憲法研究者を中心に、研究が盛んに行われている。弾劾制度は、憲法解釈論上きわめて重要な問題を内包する研究課題であるにもかかわらず、わが国では、憲法研究者による研究は非常に少なかったため、これまで憲法学がほとんど注目してこなかったこの未開の領域を解明していく必要がある。

このような現状を踏まえ、研究代表者は、日米両国の弾劾制度に関する論文を発表するとともに、国内においては、日本公法学会第80回総会の公募報告セッションで「米国弾劾裁判規則11条の憲法適合性」と題する報告の中で弾劾制度研究の重要性を指摘し(2015年10月)、国外に向けては、米国の制度との比較を通じて日本の弾劾制度の独自性を検討する論文“Overview of the Judge Impeachment System in Japan: Focusing on the Constitutional Design for the Impeachment Committee and Court”(Nihon University Comparative Law 31号(2015年)1-17頁)を発表した。しかしながら、弾劾制度に関しては、それを基礎づける憲法理論の検討を含めたさらなる本格的な研究が求められる。

## 2. 研究の目的

裁判員制度は、裁判所の司法権の行使への国民による直接的な参加の制度であり、裁判官に対する弾劾制度は、裁判所の構成員の匡正への国民の代表機関を通じた間接的な参加の制度である。代表機関を通じた国民の司法参加の制度として弾劾制度をとらえ、直接的な司法参加と対比しながら研究しようとする視点は、本研究の独創的な特色である。

わが国の裁判員制度及び諸外国でこれに相当する制度である陪審・参審制度は、主権者国民が司法過程に参加するという民主主義的な意義と、国民が司法権行使に参与することにより同胞国民の権利・自由を擁護するという自由主義的な意義があるといわれる。一方、裁判官に対する弾劾制度も、国民代表機関による司法府への民主主義的責任追及手段であるとともに、国会による司法府への抑制・均衡の装置としての自由主義的意義があるといえる。すなわち、裁判員制度と弾劾制度はともに、民主主義や自由主義といった憲法の基本的原理の意義を考察するにあたって、適切な素材であるといえる。また、これらの制度は、国によってその基本的構造等が異なっており、比較を通じて各国の制度の独自性を基礎づける憲法原理について探求することが可能である。

裁判員制度の意義について、研究代表者は、これまで討議民主主義理論に基づく再構成を試みてきた。本研究では、刑事被告人の裁判を受ける権利及び刑事手続上の権利や、裁判員に選任される一般の国民の苦役からの自由その他の権利等との関係で、つまり、自由の保障という見地から、この司法参加の制度の意義を憲法学的に分析しようとするところに、今回の研究の学術的特色がある。また、弾劾制度の意義については、研究代表者は、本研究のための準備的

研究を通じて、抑制均衡の手段という自由主義的意義を認めつつも、その主位的意義は国民の公務員選定罷免権の具体化（民主主義の原理）にあると見込んでいる。もっとも、民主主義が中心的な原理であるということを確認的に論証するには、本研究において、わが国の制度のもととなった米国の弾劾制度の歴史や運用をより深く検討する必要がある。そして、これらの研究を通じて、国民の司法参加をめぐる憲法理論を探究するとともに、わが国の制度の独自性を基礎づける原理についても解明する。

諸外国の法制度・法理論が日本の近代法制度の形成に与えた影響は大きかった。しかし、もはや諸外国の法制度・法理論を日本が参照するだけの時代ではなく、日本から法制度・法理論を諸外国へと発信していく時代が到来したと考える。国民の司法参加というテーマで、諸外国から憲法理論を学ぶとともに、日本の憲法理論を世界へと発信していきたい。

### 3. 研究の方法

本研究では、(1) わが国の裁判員制度及びそれを基礎づける憲法理論と、(2) わが国の裁判官弾劾制度及びそれを基礎づける憲法理論の2点に論点を絞り、アメリカ合衆国の陪審制度及び弾劾制度との比較をしながら研究を進めることとする。各制度の研究にあたっては、制度の歴史的展開を踏まえ、その運用についての調査を行う。そして、両国の制度に共通する普遍的な原理を探求するとともに、わが国の制度の独自性を基礎づける原理について解明することを通じて、(3) 国民の司法参加の制度を基礎づける憲法原理について明らかにする。

これらの研究の成果として得られた国民の司法参加をめぐる憲法理論を、日本国内のみならず、諸外国へも積極的に紹介する。したがって、研究成果は、日本語によるものだけでなく、外国語でも論文を発表し、定期的に関催されている国際学会において報告を行う。

#### 2016（平成28）年度における研究

本研究の開始年度である2016年度は、前掲(1) わが国の裁判員制度及びそれを基礎づける憲法理論について集中的に検討することとする。

本研究の準備的研究として、研究代表者は、わが国の裁判員制度の立法過程において民主主義の原理がどのように議論されてきたのかを説明したうえで、裁判員制度の意義を討議民主主義理論に基づき再構成することの意義、論拠及び帰結について考察した外国語論文と、裁判員制度の憲法適合性についての日本語論文の執筆を準備してきた。まずは、これらを完成させ、2016年度中に公刊する。また、裁判員裁判の判決に対する上訴をめぐる憲法問題についても、検討を始めることとする。

#### 2017（平成29）年度における研究

2017年度は、前掲(2) わが国の裁判官弾劾制度及びそれを基礎づける憲法理論に重点を置いて研究を進めることとする。

研究代表者は、すでに本研究の準備的研究として、前掲論文“Overview of the Judge Impeachment System in Japan: Focusing on the Constitutional Design for the Impeachment Committee and Court”において、わが国の裁判官弾劾制度の概要と特徴を米国の弾劾制度との比較を通じて明らかにした。しかし、わが国の制度の運用と課題については、これまで外国語で書かれた論文はまったく存在しなかったため、研究代表者が国際学会で報告することによって、日本語を利用しない諸外国の研究者に対して、わが国の弾劾制度に関する情報を広く提供することとした。

#### 2018（平成30）年度における研究

本研究の最終年度である2018年度は、引き続き前掲(1)及び(2)に取り組むとともに、前掲(3)として、裁判員制度と弾劾制度の研究を通じて得られた国民の司法参加をめぐる憲法理論を総括する論文を執筆するとともに、認知された学会において研究報告を行うこととする。

研究代表者は、国民の司法参加の制度として、これまで、裁判員制度と弾劾制度の研究に専心してきた。民事司法における参加の制度など、それ以外にもさまざまな参加の制度が存在するが、研究代表者は、それらについては詳細な研究には取り組んでこなかった。そこで、2018年度は、これまで研究の手薄だった部分を補うこととする。また、国民の司法参加を正統化する原理について、憲法理論の見地から解明し、認知された学会において報告を行うとともに、研究成果を論文として発表することとする。

### 4. 研究成果

#### 2016（平成28）年度における研究

前掲(1) わが国の裁判員制度及びそれを基礎づける憲法理論に関して、*Asian Journal of Law and Society* (Cambridge University Press and KoGuan Law School, Shanghai Jiao Tong University) に“Deliberative Democracy and the Japanese *Saiban-in* (Lay Judge) Trial System”と題する論文を掲載した。これは、わが国の裁判員制度の政策形成過程を概観したうえで、討議民主主義理論を概説するとともに、この理論に基づき国民の司法参加の意義を再構

成しようとする論文である。

また、『日本法学』（日本大学法学会）に掲載した論文「裁判員制度の憲法適合性」及び「裁判員の職務等と被告人の裁判選択権をめぐる憲法問題 続・裁判員制度の憲法適合性」では、裁判員制度の憲法適合性について徹底的に検討した。前者は、裁判員制度の憲法適合性を確認した最大判平成 23 年 11 月 16 日刑集 65 巻 8 号 1285 頁の構造等を整理したものであり、後者は、裁判員の職務等を国民に課すことの憲法 18 条後段適合性と、被告人の裁判選択権が認められないことの憲法 32 条・37 条 1 項適合性について取り組んだものである。

大変にありがたいことに、日本公法学会で部会報告を行う機会に恵まれることとなった。ここでの報告「国民の司法参加」は、民主主義の制度化という観点から、国民の司法参加について、特に裁判員制度に着目し、その意義の本質を検討したものである。裁判員制度の意義について、政策形成過程での議論に立ち返ったうえで、さまざまな論者の見解を分析しつつ、制度の運用を踏まえて改めて再検討した。

そのほかに、前掲（3）に関連して、*Social Science Japan Journal* (Oxford University Press in conjunction with the University of Tokyo) に、わが国の憲法学界における立憲主義をめぐる議論を紹介するサーベイ論文として、“Debates Over Constitutionalism in Recent Japanese Constitutional Scholarship” を掲載した。これは、わが国における憲法の基礎理論について検討した外国語論文であり、本研究の基礎的部分として位置づけ得る。

2016 年度は、Cambridge University Press 社発行の国際ジャーナルである *Asian Journal of Law and Society* と、Oxford University Press 社発行の国際ジャーナルである *Social Science Japan Journal* に、それぞれ査読付き論文を掲載することができた。国際ジャーナルの投稿の手続や複数の査読者による何れもの査読への応答は非常に大変だったが、研究代表者にとって、とてもよい経験となった。

#### 2017（平成 29）年度における研究

2017 年度は、日本政治学会において報告の機会を得ることとなった。それに伴い、当初の研究計画を修正し、前掲（3）を先行させることとしたため、前掲（2）に関しては研究を遂行するにとどまり、年度中は、成果の発表までは至らなかった。

前掲（1）に関して、論文「裁判員制度の意義と展開可能性 続々・裁判員制度の憲法適合性」は、前年度中に『日本法学』で発表した 2 件の論文に続き、前掲平成 23 年最高裁大法廷判決を契機に、そこで制度導入の趣旨として挙げられた憲法の基本的原理をめぐる議論と、制度の意義から示唆されるところの制度の展開可能性をめぐる議論の 2 つについて取り組んだものである。

また、前年度に行った日本公法学会での部会報告の内容を論文「国民の司法参加」としてまとめ、『公法研究』に採録していただいた。ここでは、裁判員制度が主権者国民の絶対的な意思をもって法律専門家の判断を排除ないし統制しようとするものではなく、法的専門合理性と調和的に民主的正統性を獲得することを企図するものであることを特に強調した。

研究代表者は、これまで裁判員制度について多くの論文等を発表してきたが、同じく刑事司法における国民の参加の制度である検察審査会制度については、実質的な検討を行ってこなかった。そこで、「討議民主主義理論に基づく検察審査会制度の意義の再構成 試論」上石圭一ほか編『宮澤節生先生古稀記念論文集 現代日本の法過程 下巻』（信山社、2017 年）において、検察審査会制度の意義について討議民主主義理論の見地から検討することとした。

前掲（3）に関して、日本政治学会 2017 年度研究大会における発表「国民の司法参加の諸制度とそれを正統化するための政治原理」は、わが国における国民の司法参加の制度一般がどのような原理によって基礎づけうるかについて検討するものである。特に、これまで国民の司法参加の制度として理解されてこなかったさまざまな仕組みを、司法参加の制度と定位すべきと主張するとともに、民事司法における国民の参加の制度に関して、その多様な形態を概説したうえで、その意義について分析した。報告の内容は翌年度に刊行される年報政治学に寄稿することとし、2017 年度はその概略を「国民の司法参加の制度における協働と討議の重要性」という短い論文にまとめて、片桐直人ほか編『憲法のこれから〔別冊法学セミナー 247 号 新・総合特集シリーズ〕』（日本評論社、2017 年）に掲載した。

そのほか、日本及びアジアにおける憲法学の最新の議論状況を紹介するべく、書評論文“Kenpō Kaisei to wa nani ka: Amerika Kaiken-shi kara kangaeru (What Are Constitutional Changes: A History of Constitutional Amendments and Other Constitutional Changes in the United States)” を *Social Science Japan Journal* に掲載したほか、Law and Society Association 2017 Annual Meeting (CRN33 Book Introduction Session) で Marco Bunte & Björn Dressel 編 *Politics and Constitutions in Southeast Asia* について書評報告を行った。さらに、わが国のこれまでの憲法改正論議を整理するものとして、「憲法改正をめぐる政治過程」岩井奉信 = 岩崎正洋編『日本政治とカウンター・デモクラシー』（勁草書房、2017 年）を発表した。

本研究の期間中に社会科学系の国内最高峰の 2 つの学会で報告の機会に恵まれたことは、大変にありがたいことであった。

#### 2018（平成 30）年度における研究

前掲（1）に関して、2018 年度は、2016 年度から進めてきた裁判員裁判の判決に対する上訴

の問題について、成果を発表するに至った。すなわち、裁判員の参加した第一審の裁判の判決を裁判官のみによって構成された控訴審が審査し破棄しうることについては、国民の司法参加の意義を否定するものではないかとの批判が見受けられるが、『日本法学』に3回連続で掲載した論文(「裁判員裁判の判決に対する上訴審の審査をめぐる正統性の問題」、「裁判員裁判の判決に対する事実誤認を理由とする控訴についての控訴審の審査のあり方」続・裁判員裁判の判決に対する上訴審の審査をめぐる正統性の問題、「裁判員裁判の判決に対する量刑不当を理由とする控訴についての控訴審の審査のあり方」続々・裁判員裁判の判決に対する上訴審の審査をめぐる正統性の問題)において、裁判員の参加の正統性につき個別事象を重視する思考枠組みではなく、制度として問題をとらえる思考枠組みによれば、理論的には問題がない(むしろ事実誤認や量刑不当を放任することのほうが、法の支配の見地から許されない)ことを論じた。

また、下級審裁判例(大阪高判平成29年3月9日判時2370号90頁)の評釈「死刑判決に裁判員を関与させること及び死刑選択につき合議体構成員の全員一致を求めないことの合憲性 心齋橋通り魔事件控訴審判決」を『判例時報』(判例時報社)2392号(判例評論721号)に発表した。

前掲(2)に関して、“Judicial Integrity and Deviation in Japan: Judging from Judge Impeachment Cases”と題する報告を、オーストラリアで開催された国際学会(2018 East Asian Law & Society Conference)で行った。これは、わが国の裁判官弾劾について、訴追請求された全事例と訴追請求に至らなかった著名な事例を紹介したうえで、司法制度の歴史的展開の文脈に位置づけつつ分析と考察を行うものである。9,000 wordsの報告用論文を作成したが、学会参加者等から公刊を強く懇請されたため、今後、さらなる検討を加えて、国際ジャーナルに投稿し公表する予定である。

前掲(3)として、裁判の正統性一般の問題に関して、「国民の司法参加の正統化原理」日本政治学会編『政治と司法〔年報政治学2018-1〕』(木鐸社、2018年)と「AIと裁判」山本龍彦編『AIと憲法』(日本経済新聞出版社、2018年)と題する論文を発表した。前者は、前年度の日本政治学会での報告を論文化したものであり、わが国における国民の司法参加の諸制度を基礎づける原理について検討したものであり、本研究の総括的論文として位置づけることができる。これまで国民の司法参加として理解されてこなかった、法律による裁判所の設置、法律による裁判の原理、裁判官の選任手続、裁判官弾劾制度などについて、代表民主主義の観点から、これらを司法参加の制度と定位すべきと主張するとともに、民事司法における国民参加の制度に関して、その多様な形態を概説し、その意義について分析し、これら民事司法における参加が、刑事司法における参加とは異なり、裁判所内部で蓄積されていない専門性を外部から調達しようとするものであると定位したうえで、国民の司法参加を正統化する原理が、参加の形態が多様であることと同様に、一様ではないことを明らかにした。後者は、昨今、非常に注目されている人工知能(artificial intelligence)の法分野への利用可能性の議論に関連して、この新しい技術を裁判手続等にどこまで活用しうるか、技術的な可能性とともに理論的な正統性の問題について考察した。

そのほか、前年度のLaw and Society Association Meetingでの書評報告を論文化し、*Asian Journal of Law and Society*に掲載した。

## 5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 12件)

柳瀬昇、「死刑判決に裁判員を関与させること及び死刑選択につき合議体構成員の全員一致を求めないことの合憲性 心齋橋通り魔事件控訴審判決」、『判例時報』2392号、148-154頁(「判例評論」721号2-8頁)、2019年3月、査読無

柳瀬昇、「裁判員裁判の判決に対する量刑不当を理由とする控訴についての控訴審の審査のあり方」続々・裁判員裁判の判決に対する上訴審の審査をめぐる正統性の問題、『日本法学』84巻4号、1-62頁、2019年3月、査読有

柳瀬昇、「裁判員裁判の判決に対する事実誤認を理由とする控訴についての控訴審の審査のあり方」続・裁判員裁判の判決に対する上訴審の審査をめぐる正統性の問題、『日本法学』84巻3号、65-100頁、2018年12月、査読有

柳瀬昇、「裁判員裁判の判決に対する上訴審の審査をめぐる正統性の問題」、『日本法学』84巻2号、45-104頁、2018年10月、査読有

Noboru Yanase, “Constitutionalism in Southeast Asia: Marco Bunte and Björn Dressel, eds., *Politics and Constitutions in Southeast Asia* (London: Routledge, 2018) pp 374. Paperback: \$54.95.”, *Asian Journal of Law and Society* 5巻1号、217-219頁、2018年5月、doi: 10.1017/als.2018.5、査読無

柳瀬昇、「国民の司法参加」、『公法研究』79号、223-233頁、2017年10月、査読無

Noboru Yanase, “Kenpō Kaisei to wa nani ka: Amerika Kaiken-shi kara kangaeru (What Are Constitutional Changes: A History of Constitutional Amendments and Other Constitutional Changes in the United States)”, *Social Science Japan Journal* 20巻2号、310-313頁、2017年8月、doi: 10.1093/ssjj/jyx010、査読無

柳瀬昇、「裁判員制度の意義と展開可能性 続々・裁判員制度の憲法適合性」、『日本法学』83巻1号、1-53頁、2017年6月、査読有  
柳瀬昇、「裁判員の職務等と被告人の裁判選択権をめぐる憲法問題 続・裁判員制度の憲法適合性」、『日本法学』82巻4号、1-66頁、2017年3月、査読有  
柳瀬昇、「裁判員制度の憲法適合性」、『日本法学』82巻3号、103-154頁、2016年12月、査読有  
Noboru Yanase, “Debates Over Constitutionalism in Recent Japanese Constitutional Scholarship”, *Social Science Japan Journal* 19巻2号、193-202頁、2016年10月、doi: 10.1093/ssjj/jyw030、査読有  
Noboru Yanase, “Deliberative Democracy and the Japanese *Saiban-in* (Lay Judge) Trial System”, *Asian Journal of Law and Society* 3巻2号、327-349頁、2016年10月、doi: 10.1017/als.2016.52、査読有

〔学会発表〕(計 4件)

Noboru Yanase, “Judicial Integrity and Deviation in Japan: Judging from Judge Impeachment Cases”, 2018 East Asian Law & Society Conference, 2018年12月1日、Bond University (オーストラリア連邦クイーンズランド州)  
柳瀬昇、「国民の司法参加の諸制度とそれを正統化するための政治原理」, 日本政治学会2017年度研究大会、2017年9月23日、法政大学市ヶ谷キャンパス(東京都千代田区)  
Noboru Yanase, “Book Review of ‘Politics and Constitutions in Southeast Asia’ edited by Marco Bünte & Björn Dressel”, Law and Society Association 2017 Annual Meeting (CRN33 Book Introduction Session), 2017年6月22日、Sheraton Maria Isabel Hotel & Towers (メキシコ合衆国メキシコシティ)  
柳瀬昇、「国民の司法参加」, 日本公法学会第81回総会第2部会、2016年10月9日、慶應義塾大学三田キャンパス(東京都港区)

〔図書〕(計 5件)

山本龍彦編、『AIと憲法』, 日本経済新聞出版社、353-392頁(柳瀬昇、「AIと裁判」), 2018年8月  
日本政治学会編、『政治と司法〔年報政治学2018-I〕』, 木鐸社、24-46頁(柳瀬昇、「国民の司法参加の正統化原理」), 2018年7月  
岩井奉信=岩崎正洋編、『日本政治とカウンター・デモクラシー』, 勁草書房、125-156頁(柳瀬昇、「憲法改正をめぐる政治過程」), 2017年11月  
片桐直人=岡田順太=松尾陽編、『憲法のこれから〔別冊法学セミナー247号 新・総合特集シリーズ〕』, 日本評論社、193-200頁(柳瀬昇、「国民の司法参加の制度における協働と討議の重要性」), 2017年7月  
上石圭一=大塚浩=武蔵勝宏=平山真理編、『宮澤節生先生古稀記念論文集 現代日本の法過程 下巻』, 信山社、75-95頁(柳瀬昇、「討議民主主義理論に基づく検察審査会制度の意義の再構成 試論」), 2017年6月

〔その他〕

<http://yanasenoboru.net/>

## 6. 研究組織

本研究は、研究のすべてを研究代表者が単独で実施した。

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。